

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年3月、6月
 評価書公表時期：平成21年7月

担当部局名：経営局総務課

施策名	政策体系上の位置付け	
	IV-⑧	
農業者への経営支援の条件整備 (実績評価書⑧)		
施策の概要 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、農業者への経営支援に資する以下の施策を実施する。 ① 農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言 ② 被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 農業者への経営支援の条件整備については、達成状況は「おおむね有効」となったが、未だ多くの課題があり、改善を図っていく必要がある。 農業協同組合系統組織については、21年度に指標を見直すこととしているが、今後は「農協の新事業像の構築に関する研究会」の検討結果を受けた事業改善方策を踏まえて、目標や評価方法について検討していく必要がある。 一方、農業災害補償制度については、損害評価員の確保が今後困難になっていくことが見込まれる中で、被害耕地全筆を目視により損害調査を行っている現行の方式に代わる損害評価方法の確立を急ぐ必要がある。 今後とも、農業者の経営を支援するための条件整備を図っていくためには、農業者向け融資制度など各種の政策手段の充実等についても、推進していく必要がある。 なお、農業者への経営支援の条件整備について、より全体を見通した評価を行っていく観点からは、現行の目標による評価以外にも、どのような評価が可能であるのかについて、今後検討していく必要がある。</p> <p>(必要性) ① 「農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言」については、農業者の経営発展を図るため、農業協同組合系統組織への国の指導・助言の強化によって、営農指導の強化、生産資材のコスト引き下げなど、農協系統組織の果たすべき役割の充実を図る必要がある。 ② 「被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用」については、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するため、被災した農家の経営安定を図るセーフティネットとしての農業災害補償制度の適切な運用を図る必要がある。</p> <p>(効率性) ① 「農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言」については、全国農業協同組合連合会に対して、17年12月に事業全般を見直すよう業務改善命令を発出し、この命令を受けた改善計画の進捗状況については、省内に設置した経済事業改革チーム（座長：副大臣）において四半期ごとに全農の報告内容を検証するなど効率的に実施している。 ② 「被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用」については、災害発生時における災害の程度に応じた必要な人員の配置等により、適切かつ迅速な損害評価を実施し、共済金を早期に支払うための体制を確立するなど、効率的に制度を運用している。</p> <p>(有効性) ① 「農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言」については、目標に対する達成状況は「おおむね有効」となった。これは、全国農業協同組合中央会が策定する基本方針において営農指導機能強化方策として位置付けられている資格認証制度の充実についての進捗状況を定期的にヒアリングするとともに指導を行ったこと、「系統金融機関向けの総合的な監督指針」に基づく指導機関ヒアリング及び都道府県との意見交換を行い必要な指導・助言を行ったこと等によるものと考えられる。 ② 「被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用」については、目標の達成状況は「おおむね有効」となった。これは、農家からの共済金の早期支払に対する要望に応えるべく、農業共済団体等が農業災害補償制度の適切かつ効率的な運営について一丸となって取り組んだ結果によるものと考えられる。</p> <p>(反映の方向性) ① 「農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言」については、目標の達成状況は「おおむね有効」となったが、農協の経営には、未だ、販売努力に欠けている、農業の担い手のニーズに応え切れていない、消費者との連携が不足しているなどの課題・批判がある。このような課題・批判や農業・農村をめぐる現下の情勢変化を受け、今後の農協事業のあり方について、「農協の新事業像の構築に関する研究会」を開催し検討しているところであるが、この検討結果を受けて、農協が農業者に選択されるサービスを提供できるよう、事業改善方策を検討していく。なお、このような検討と平行して、現在、行っている指導・監督の効果</p>	

について、検証する必要があるため、21年度においては、国の指導・監督がどの程度有効であったのかを総合的に判断するための指標を設定する。

② 「被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用」については、目標の達成状況は「おおむね有効」であることから、引き続き、被災農家の経営安定を図るために、セーフティネットとしての農業災害補償制度の適切かつ効率的な運用を図る一方、将来の損害評価体制の構築に向け、衛星画像を活用した損害評価方法を本格導入するための取組等をさらに推進していく。

なお、指標については、共済金支払事務のうち、損害高の認定から再保険金決定までの事務を評価対象としてきたが、より厳密な評価をするため、21年度からは、国による再保険金決定後の農業共済団体等による共済金の支払までの事務も対象とする。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言	a. 組合員に十分なメリットを還元する事業運営の推進	—	—	有効性の向上が必要である	おおむね有効	おおむね有効	—	効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するためには、国だけでなく関係する組織・団体が総力を結集して取り組むことが必要である。 このため、国は、農業協同組合系統組織が相互扶助を目的とする農業者の自主的な協同組織として、その果たすべき役割を十分に果たすよう、適切な運営に対する指導・助言を行う必要があることから、左記を目標として設定する。
				・生産資材コスト低減チャレンジプラン重点10項目のうち5項目で目標達成	・生産資材コスト低減チャレンジプラン重点10項目のうち7項目で目標達成	・生産資材コスト低減チャレンジプラン重点10項目のうち8項目で目標達成		
				・統一的な資格認証試験制度導入	・統一的な資格認証試験制度導入	・統一的な資格認証試験制度導入		
				都道府県農業協同組合中央会数が22箇所と対前年同	都道府県農業協同組合中央会数が22箇所から26箇所へ増	都道府県農業協同組合中央会数が26箇所から31箇所へ増		
b. 農協合併の促進及び組織運営体制整備	—	—	—	総合農協数が865から832に減	総合農協数が832から807に減	総合農協数が807から750に減	—	
				・経営管理委員会制度を導入した農協数が31から35に増	・経営管理委員会制度を導入した農協数が35から36に増	・経営管理委員会制度を導入した農協数が36から44に増		
				・早期是正措置の発動事例なし	・早期是正措置の発動事例なし	・早期是正措置の発動事例なし		
				・破たん事例なし	・破たん事例なし	・破たん事例なし		
c. 信用事業の健全性の確保	—	—	—	・早期是正措置の発動事例なし	・早期是正措置の発動事例なし	・早期是正措置の発動事例なし	—	
				・破たん事例なし	・破たん事例なし	・破たん事例なし		
d. 共済事業の健全性の確保	—	—	—	・早期是正措置の発動事例なし	・早期是正措置の発動事例なし	・早期是正措置の発動事例なし	—	
				・破たん事例なし	・破たん事例なし	・破たん事例なし		
被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用	災害発生時において、早期に共済金の支払いをすること	—	—	標準処理期間内(30日)に90%を処理(おおむね有効)	標準処理期間内(30日)に100%を処理(おおむね有効)	標準処理期間内(30日)に100%を処理(おおむね有効)	—	農業災害補償制度は、自然災害が発生した場合に、組合員の支払った掛け金に応じた共済金を支払う公的保険制度であり、被災農家の経営安定上重要な役割を果たしている点を踏まえ、この制度全体が適正に運用されることが求められている。 また、農業共済事業運営基盤の充実強化に関しても、農業共済組合等の再編整備後の実施体制下の事業運営の状況で評価できる。このため、この目標を設定する。

関係する 施政方針 演説等内閣の重要 政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	地域の主要な産業である農業は、新世紀の戦略産業として、大きな可能性を秘めています。意欲と能力のある担い手への施策の集中化・重点化を図ります。
食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の2の(1)のア、(4)のウ、(6)のア、ウ、第3の4	